別紙

犯罪事実確認の手続について

※案内メールが届いたら、すぐにこまもろうシステムで手続きを進めることができます。



従事者が行う主な作業

・こまもろうシステム従事者向けマニュアル（以下「システム」という）より、主に以下の３つの作業が必要です。

① 事業者へメールアドレスを提出
② 基本情報を入力し、本人確認
③ 本人特定情報（戸籍情報等）を登録

従事者が準備するもの

□案内を受け取るメールアドレス（正職員の場合、貸与Ｇメールアドレスを利用）
□マイナンバーカードで手続きをする場合
　（マイナンバーカード、マイナアプリ、スマートフォンもしくはＰＣ（要ＩＣカードリーダライタ））
□マイナンバーカードを使用しない場合
　（本人確認書類、 戸籍・除籍関係書類（原本及び戸籍電子証明書提供用識別符号））

作業フロー

1 事業者（教育委員会）へメールアドレスを提出 ※高知県教育委員会のＧメールアドレスがある場合は不要

・事業者がシステムに氏名・メールアドレス、施行時現職者区分を登録。

2 案内メールを受信し、基本情報を登録

・システムから届くメールを確認し、７日以内に以下基本情報の登録が必要

①マイナンバーカードの場合

※マニュアル10ページ～

・マイナアプリで認証後、データを自動で取得 → ・未入力の必須項目を手動で入力後、確定 ・メールアドレスに「本人特定情報」の登録依頼が送付される

②マイナンバーカードを使用しない場合

※マニュアル21ページ～

・基本情報を手動登録後、アカウントの仮登録が完了 → ・仮登録でシステムにログイン、「従業者情報」から本人確認書類をアップロード → ・審査完了後、本人確認書類に不備がない場合、メールアドレスに「本人特定情報」の登録依頼が送付される

3 本人特定情報（戸籍等）の登録

・システムの本人特定情報画面から本人特定情報を登録（マニュアル73ページ～）

①マイナンバーカードの場合

※マニュアル76ページ～

・マイナアプリ画面より、戸籍情報を自動取得 → ・登録内容を確認後、確定。 ・全戸籍等を取得出来ない場合、不足は②で取得 → ・事業者が犯罪事実確認書を申請

※システム内の「戸籍情報取得①」「戸籍情報取得②」よりマイナアプリに移動

②マイナンバーカードを使用しない場合

※マニュアル82ページ～

・マニュアル59～60ページを参考に、市区町村窓口で戸籍謄本等を取得 → ・マニュアル82～111ページを参考に、戸籍等をシステムに登録 → ・登録した戸籍等をスキャン等し、システムにアップロード → ・事業者が犯罪事実確認書の申請

※有効期限は３ヵ月以内なので注意

※戸籍等の全体や文字が確認出来ない場合、再度のアップロードが必要

・出生から、現在までの全ての戸籍、除籍等の情報が必要です。また、全ての国籍情報が必要となります。
本人特定情報の登録については、マニュアルをよく確認し、対応をお願いします。

特定性犯罪前科なし

事業者へ犯罪事実確認書が交付、手続完了

前科ありの結果となる場合

先に本人へ内容が通知されます。誤りがあると思うときは、通知から２週間以内に訂正請求できます。

※マニュアル112ページ～